

なお、利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに次のとおり意見書を提出することができる。

平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所及び氏名
熊本県宇土市岩古曾町 2063 番地 1
株式会社カネムラエコワークス 代表取締役 金村康平
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県宇土市岩古曾町 2054 番 1 外
- 3 施設の種類
産業廃棄物処理施設（焼却施設）
- 4 変更事項
産業廃棄物処理施設の排出口の位置の変更（煙突の高さの変更）
- 5 処理する産業廃棄物の種類
①紙くず②木くず③繊維くず④ゴムくず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑦汚泥⑧廃油⑨廃プラスチック類（以上、自動車等破砕物を含み、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 6 申請年月日
平成15年3月13日
- 7 関係書類の縦覧場所
熊本県宇城保健所
- 8 縦覧期間
平成15年5月19日から平成15年6月18日まで
- 9 意見書提出先及び記載事項
①提出先
熊本県宇城保健所
②記載事項
生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

熊本県告示第537号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同法第9条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに次のとおり意見書を提出することができる。

平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所及び氏名
熊本県宇土市岩古曾町 2063 番地 1
株式会社カネムラエコワークス 代表取締役 金村康平
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県宇土市岩古曾町 2063 番地 1
- 3 施設の種類
一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）
- 4 変更事項
一般廃棄物処理施設の排出口の位置の変更（煙突の高さの変更）
- 5 処理する一般廃棄物の種類
粗大ごみ、不燃物ごみ（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず、木くず、金属くず、紙くず）、焼却灰
- 6 申請年月日
平成15年3月13日
- 7 関係書類の縦覧場所
熊本県宇城保健所
- 8 縦覧期間
平成15年5月19日から平成15年6月18日まで
- 9 意見書提出先及び記載事項
①提出先
熊本県宇城保健所
②記載事項
生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名及び対象事業の名称を日本語で記載すること。